



## 工事名称の簡略化について（通知）

技術基準の種類：設計・施工  
通知日：平成6年1月1日

発管第211号  
平成6年1月1日

部内各課長殿  
（建築、営繕課を除く）  
部内各地方機関の長殿

土木部長

### 工事名称の簡略化について（通知）

現在、建設業界のイメージアップに向けて様々な取組がなされているところであり、鳥取県としても積極的にイメージアップに向けて取り組むこととしております。

そこで、工事現場付近を通行する一般県民の方にも、どのような工事を行っているのかをわかりやすく知らせるため、下記のとおり工事看板等に記載される工事名称の簡略化を行うこととしましたので、今後はこれによってください。

なお、関係業界団体にも同様の通知をしておりますので申し添えます。

### 記

- 1 契約関係書類における工事名称は交付決定を受けた工事名称とする。  
その他の工事施工管理資料については簡略化名称を使用できることとする。（別紙参照）
- 2 略称については、受注者と協議の上重複しないよう留意し、また、わかりやすく簡単なものとする。  
ただし、協議書により明文化し、保存する。